

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

11

No.221 | Nov. 2019

税金Q&A

—
得意先から
購入する
商品券

＼ 特 集 ／

ぜひ紹介したい優れモノの 手帳 2020



このたびの台風において被災された多くのお客様、お取引先様、関係各位
並びにご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます

辻・本郷 税理士法人 理事長 徳田 孝司



皆さん手帳は使っていますか？「スケジュール管理ならスマホやPCで十分！」そうお考えの方も多いと思いますが、実は今、手帳が見直されています。日記やノートと融合したり、今までになかったフォーマットが登場したり、新しい動きを見せています。そこで今回は、話題となっている手帳をご紹介します。ぜひ参考にいただき、機能的なスケジュール管理にご活用ください。



今回手帳をご紹介頂いたのは

銀座・伊東屋
商品戦略部バイヤー 森部あすみさん

伊東屋のバイヤーとして手帳とノートを担当。
国内外の最新の手帳情報を常に収集している。

〈銀座・伊東屋〉1904年創業、100年以上の歴史を持つ文房具専門店。関東圏・関西圏に約10店舗の大型店と雑貨業態の小規模店舗を展開している。銀座本店は14万点の品揃えで、手帳売り場は本店G.Itoyaの4階。



01

働き方や生活の多様化に対応した 24時間のバーチカルタイプ



Point! 見開きで1週間

24時間手帳

バーチカルとは縦軸に時間軸を設けたもので、この「24時間手帳」は文字通り24時間のスケジュール管理が可能。見開きで1週間分となっています。仕事だけでなく、睡眠の記録など健康管理にも活用できます。伊東屋のオリジナル商品で、1996年発売のロングセラー商品になります。



INFORMATION

メーカー：伊東屋
販売価格：1,200円（税抜き）
サイズ：約95×160mm

02

カレンダー通りに働く方におすすめの バーチカルタイプの変形版

ESダイアリー A5バーチカル+メモ

ESダイアリーは、バーチカルタイプですが、月～金曜日の6時～25時の時間表記となっており、土日がオフで平日の日に働く人を対象とした内容になっています。土日の欄はフリースペースとなっているため、予定を書き込むだけでなく、メモ欄として使えます。ノート機能と手帳機能を兼ねた一冊として人気を集めています。

INFORMATION

メーカー：エイ出版社
販売価格：1,900円（税抜き）
サイズ：A5



Point!

6時から25時までの時間軸



Point! メモが書き込めるフリースペース

プロジェクトごとのスケジュールを俯瞰できるガントチャート



G.B.プランナー

プロジェクトを長いスパンで管理することに長けているガントチャート。工事現場などのスケジュール管理によく使われていますが、このガントチャートを手帳に取り込んだのが、G.B.プランナーです。ガントチャートは5年ほど前に商品として登場し、今では定番のフォーマットとして定着しています。

Point! 広げると1ヶ月分の長さになる



INFORMATION

メーカー：アートプリントジャパン
販売価格：1,300円（税抜き）
サイズ：約155×215mm

スケジュール管理とノート機能が一緒になったAll In Oneタイプ

ニーモシネダイアリー リングノート&カバー付き

ニーモシネは機能性に優れたノートとして文房具ファンの中では定評あるブランドで、そのブランドが作った手帳がこちら。フォーマットはガントチャートになります。一番のポイントはダイアリーとノートをひとまとめにできること。スケジュールを見ながらメモを取れるので、仕事の打合せにはこの1冊があれば十分です。

Point! 「全体の仕事」と「仕事の進行」を管理できる、「月間ブロック」と「ガントチャート」



INFORMATION

メーカー：マルマン
販売価格：3,000円（税抜き）
サイズ：A5



Point! 使い方に合わせてセット方法が変えられるカバー

話題のノート術「バレットジャーナル」に最適なタイプ

Point!

ページ数を書き込めるスペースがある



Point! ページ数が既にかかれている

マンスリーB5

バレットジャーナルというノート術をご存じでしょうか。メモしたページにページ数を書いて、自分で索引ページを作りメモの内容を管理していくというもので、文房具が好きな女性の間でとても話題になっています。そのノート術を応用したのがこの手帳になります。バレットジャーナルに興味のある方は、ぜひこの手帳で始めてみてはいかがでしょうか。

INFORMATION

メーカー：ロイヒトツウム1917
販売価格：3,500円（税抜き）
サイズ：B5



半年間のスケジュールがひと目でわかるバーチカルジャバラタイプ

ミニプランナー

ジャバラ仕様になっており、ジャバラを開くと7ヶ月分（上半期+1ヶ月）が俯瞰できるというユニークなタイプ。ジャバラの裏は8月～翌年3月までの8ヶ月分となっています。細かいスケジュール管理とは別に大きくスケジュールを把握したい人向け。デジタルでのスケジュール管理と併用して使う方が多く、サイズも小さく携帯性に優れています。伊東屋の直輸入商品。

INFORMATION

メーカー：リド
販売価格：530円（税抜き）
サイズ：約95×159mm



Point! バーチカル
Point! 小さくて薄く携帯も便利



公益法人等における 固定資産譲渡について



古海 竜也
ふるうみたつや
公益法人部

収益事業と収益事業以外の事業に属する 固定資産の譲渡について法人税は課税されるのか？

結論として、公益法人等の固定資産譲渡に係る法人税課税は非常に限定的なものに限られます！
宗教法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人（非営利型のみ）など非営利性の強い一定の法人（以下「公益法人等」といいます。）は、株式会社のようにすべての所得に課税されるのではなく、収益事業から生じた所得に限り法人税が課税されます。ここで言う収益事業とは、法人税法に規定する34の業種を指し、例えば物品販売業や不動産販売業があります。
以下、固定資産の処分損益を譲渡利益の視点に置き換えて、収益事業及び収益事業以外の事業別に説明します。

収益事業に属する固定資産の処分損益

公益法人等が収益事業で使用していた土地・建物を譲渡した場合の利益は、原則として収益事業に係る利益となります。

しかし、次に掲げる利益（その事業年度において2以上の固定資産の譲渡があるときは、その全てに係る利益を考慮する）については、これを収益事業に係る利益に含めないことができます。

①相当期間（概ね10年）にわたり固定資産として保有していた土地（借地権を含む）、建物又は構築物につき譲渡をした場合における利益
ただし、区画形質の変更により付加された価値に対する部分の譲渡については、不動産販売業に該当し課税対象となりますので注意が必要です。

②①のほか、収益事業の全部又は一部を廃止してその廃止に係る事業に属する固定資産につき譲渡をしたことによる利益
よって、不動産販売業（具体的例として、転売を目的として土地や建物を購入し、他の者にそれを販売する行為）に該当しない場合は、課税されないと考えます。

収益事業以外の事業に属する 固定資産の処分損益

公益法人等が収益事業以外の事業で使用していた土地・建物を譲渡した場合の利益については、現行の税法の下では、その利益はおよそ無条件で非課税ということになっています。

大切なこと

公益法人等として所有している土地・建物は、収益事業と収益事業以外の事業の区別をし、収益事業用の固定資産の譲渡を検討の際は、相当期間所有していたかどうかで判断しますので購入日等が大事になります。その確認資料として土地・建物の不動産売買契約書が必要で、永久調書という扱いで大切に保管をして頂きたいと思っています。

例）土地の簿価1億円を100億円で売却した場合

普通法人	公益法人等
100億円－1億円＝99億円	100億円－1億円＝99億円
99億円が利益となり課税対象	99億円が利益になりません！
よって99億円の法人税等が発生	法人税のこの部分について発生しません
条件なしで課税	条件を要確認

スケジュール管理 どうしていますか？

私はGoogleカレンダーを活用し、訪問先の日時の調整やチーム内のメンバーとの情報共有もあわせて行っております。最近では、社内でガラケーからスマホに切り替えて頂いたおかげで外出先でもスマホでGoogleカレンダーを開けるので、私自身のスケジュール確認ができるのと合わせメンバーの日程確認が出来ますのでとても便利になりました。

Q

得意先から購入する商品券

私は食品製造業の経営者です。毎年、得意先から得意先発行の商品券の購入を要請されます。取引先との関係の円滑化のために商品券を購入しましたが、商品券の購入代金は交際費等になるのでしょうか。なお、購入した商品券は自社で使用する事務用品の購入に充てています。

A 交際費等とは

交際費等とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で、法人が得意先や仕入先、その他事業に関係ある者等に対する接待、供应、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。ただし、カレンダーや手帳等を贈与するために通常要する費用など一定の費用は交際費等から除かれます。

法人税の計算にあたり、交際費等の額のうち一定の金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されません。

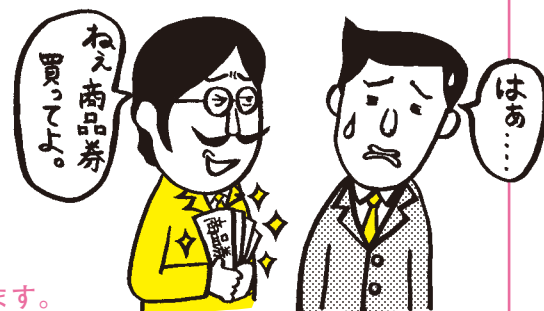
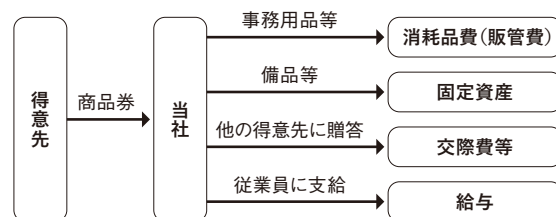
商品券の購入

お中元やお歳暮の時期など、得意先から商品等の購入を依頼されることは珍しくありません。今回の場合、商品券の購入自体は一般の商取引であるため、商品券の購入自体は交際費等とはなりません。ただし、得意先からの要請で定価よりも高い金額で購入した場合には交際費等になる場合があります。

購入した商品券

購入した商品券を自社で使用する事務用品の購入代金に充てた場合には消耗品費（販管費）となります。また、備品等の購入代金に充てた場合には固定資産となります。商品券を自社で使用せずに他の得意先に贈答する場合は、交際費等となります。

それから、創業記念品や永年勤続表彰記念品などとして従業員に商品券を支給する場合には、その全額（商品券の場合は券面額）が給与となります。この場合には、従業員は給与として課税されます。



税金 Q&A では皆さんの税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を scope@ht-tax.or.jp までお寄せください。

スケジュール管理 どうしていますか？

仕事の予定はGoogleカレンダーで、プライベートの予定は紙の手帳で管理しています。Googleカレンダーはスケジュールを他の方と共有できる点が便利です。紙の手帳は文字を書くことで予定が記憶に残りやすいような気がして気に入っています。Googleカレンダーと紙の手帳で同期を取っていないため、両方チェックする手間がありますが、どちらも利点があるため併用しています。

労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 特定社会保険労務士 田中宏二 〕

10月から最低賃金が引き上げられました

最低賃金の概要

最低賃金制度とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。働き方改革実行計画では、「年率3%程度を目途として引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す」とし、今回東京が1,013円、神奈川が1,011円と初の1,000円台となりました。最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず）が、特定最低賃金は特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されない）が対象となります。なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

最低賃金の対象賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金で、①臨時に支払われる賃金、②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金）、④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金）、⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金）、⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除外して最低賃金をクリアしているか判断します。

罰則

仮に最低賃金額より低い賃金を、労働者・使用者双方の合意の上で定めても法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされ、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められていますので、注意が必要です。



スケジュール管理 どうしていますか？

業務上のスケジュール管理は、以前は毎年手帳を購入して予定を記入していましたが、Googleカレンダーを使用するようになってから、報告書作成や交通費精算がとても便利になりました。



国際税務

租税条約に関する届出の 緊急的対応方法の検討



奥村 楽

おくむら りょう

法人国際部

支払日の前日までに租税条約に関する届出書を提出できない等の
緊急事態に対する次善的な対処方法を検討する

1 原則的取り扱い

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払について租税条約による減免を受けるためには、その支払の前日までに租税条約に関する届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。

もし、その前日までに提出ができなかった場合は一旦国内法に規定する税率によって源泉徴収を行い、後日前述の届出書の提出とともに還付請求書を提出することで収めすぎた税額の還付を受けることができます。

右記の手続きの手順は国税庁HPタックスアンサーにも明示されており、お客様から相談を受けた際には、この手順を原則的な取り扱いとして紹介することになります。
(No.2889『租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求』
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2889.htm>)

2 実務上の問題点

しかし実務上では、既に支払額の全額を送金してしまった後に源泉徴収の対象であることが判明し相談を受ける、或いはその支払いの前であっても届出書に添付する書類の準備が間に合わず、しかしながら事業の都合上支払いを進めなくてはならないといったような状況で相談を受けることも多くあります。
このような場合には、右記の原則的な手順を当てはめることだけでは実現困難で解決を見ることができません。

3 届出の法的位置づけの確認

租税条約に関する届出書の提出義務については、租税条約実施特例法の「省令」に規定されているだけで、本法には届出に関して省令への委任規定がありません。租税法主義に基づけば、本法において届出がなかった場合は不適用となる旨の規定がない以上はその届出がなくても租税条約の適用を受けることができると解釈することができます。

この考え方については、もし届出書を提出しなければ租税条約の規定が適用されないというのであれば、例えば、国内法における取扱いが国外源泉所得である一方、租税条約上の取扱いは国内源泉所得となるようなケースがあった場合に、届出書を提出さえしなければ永遠に課税されずに済むのかという反面を考えると、いづれから説得力を得られるところかと思えます。

4 緊急的な次善策としての提案

もちろん我々としては、あくまで第一義的には原則的な手順によることを推奨すべきです。しかし状況によっては、緊急的対応としてリスクを説明したうえで、前述の理論を基に届出書の提出を後出しにして租税条約による減免を適用することも検討の余地があると言えるでしょう。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。TEL:03-5323-3537 mail:tp@ht-tax.or.jp

スケジュール管理 どうしていますか？

現代ではスケジュール管理アプリが発達し、他人との共有など（未来）のスケジュールを管理するのにはとても便利になりました。一方で（過去）のスケジュールを振り返るとき、記録がよく遡るのややはり手書きの手帳の方ではないでしょうか。アプリは更新・置換時などに意外とごっそり喪失してしまうことが多いからです。いわゆるミッシングリンクもこうして起きるのかなーと思う今日この頃です。



買収監査(DD)は M&A において必須です！

シリーズ第10回「法務DDとは？」

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 執行役員 折茂雄一郎

買収監査(DD)のうち法務デューデリジェンス(以下法務DD)に関する事項ついて、わかりやすく解説するシリーズ第10回では、対象会社や対象事業のM&A取引に影響を与える法務上の問題点の有無を調査するポイントをご紹介します。

1. 法務DDの目的とは？

法務DDでは、M&Aを検討する段階で、その企業が締結した契約や取引等の事業に係る権利、債権債務などについて、対象企業の法律上のリスクを洗い出します。すなわち、M&A取引自体にリスクがないか、法的に可能かつ妥当なスキームは何か、事業継続に潜むリスクの有無等を調査検討します。

法的なリスクを抱えていると、訴訟や和解、整理などに多大なコストを要し、経営に悪影響を及ぼしますので、事前にその調査を行うことが重要となります。

その調査範囲は幅広く、組織体制、許認可、契約、資産・負債、知財、人事・労務、訴訟・紛争、環境等、広範囲に及ぶのが特徴であり、法律の専門家である弁護士により行われるのが通常です。

2. 法務DDの調査・検討項目とは？

この法務DDにおける調査・検討項目について、主なものは以下の

とおりです。

下表の中でも、特に注意すべきは許認可です。M&A取引の実行にあたって、事前・事後に当局への相談、届出等が必要か、取得済みの許認可の承継が認められるか、新たに許認可を取得する必要があるか等について調査が行われます。許認可の引継ぎや新規取得に時間がかかるとなると、全体スケジュールにも影響するため、十分な注意が求められます。

3. 法務DDと他のDDとの連携

この法務DDを行うにあたっては、事業DDや財務・税務DDとの連携も重要です。

まず、事業DDとの連携では、事業DDにおいて検討している事業計画を実現する上でリスクとなる事項、例えば、M&A取引後の事業の継続に大きな影響を与えるような制約(Change of control条項

など)、M&A取引のスキームによって新たに取得する必要がある許認可の影響に関して、法務DDの結果と連携させる必要があります。

また、将来的に金銭等の支払いが発生する可能性がある法務上のリスクとなる事項、例えば、社内で発生した違法行為や重要な訴訟・紛争の存在、労務上の問題点の有無に関しても、法務DDの結果と連携させる必要があります。

次に、財務・税務DDとの連携では、財務・税務DDでの調査対象が法務上の問題を有していないか確認し、重要な契約においてChange of control条項があれば、買収価格の調整を検討する必要があります。

また、法務DDで検出された偶発・簿外債務については、財務・税務DDでその影響を検討する必要があります。

No.	主な調査・検討項目
①	対象企業の概要の調査
②	対象企業の基本文書(定款・登記簿・規程・株主名簿等)の検討
③	売手の株式その他の権利の存否と瑕疵の有無を裏付ける文書の検討
④	株主総会・取締役会等の会議体の議事録の検討
⑤	許認可の調査と継続の可否の調査
⑥	関係する業法の遵守状況の調査
⑦	対象企業の事業継続に必要な取引関係リスク・継続可能性の調査
⑧	対象企業の資金調達方法・その他金融取引の調査
⑨	対象企業の人事・労務関係の法的リスクの調査
⑩	不動産／動産の所有権・権利関係の調査
⑪	知財の有無・権利内容の調査
⑫	訴訟等係争の有無の調査

スケジュール管理 どうしていますか？

自身は手帳代わりにしているコクヨのキャンパスノートのメモを基に、Googleカレンダーでスケジュール管理をしています。30分単位で組み込むので、1日に5回程度随時更新しているのですが、欲張って同じ時間帯に3～4案件作業を詰め込んでいたら、GAMEOVER寸前の「テトリス」もしくは「ぶよぶよ」ゲームのような世紀末的に気持ち悪いスケジューラー画面になり、しかも回ってしまいました。

徳田
孝司
の
月刊



堂

Vol.37

THEME

相続時精算課税と相続放棄

～財産もらって借金も相続放棄？～

1. 相続時精算課税とは

相続時精算課税とは、生前の贈与であっても将来の相続の際に、贈与財産を相続財産として取り込み相続税として精算されるものです。

一般の贈与は、暦年110万円の非課税枠を利用して、実施した年の翌年3月15日の期限までに贈与税の課税で手続きは完了します。

一方の相続時精算課税贈与は、2,500万円の非課税枠があり、超過した金額の20%をいったん贈与税として支払いますが、それで課税関係は完了せず、将来相続時において、その分が相続財産として合算され相続税として精算されます。

2. 相続時精算課税贈与も民法上の贈与

上記のように相続時精算課税贈与は相続時に精算され課税が完了するものですが、一般の贈与との違いは、あくまで税金計算上の取り扱いのみで、民法上の贈与であることに変わりはありません。

3. 贈与と相続放棄の活用

生前贈与が行われている場合であっても、相続の際に相続放棄することに制約はありません。一般的に、相続放棄は相続財産以上に債務が多くある場合に使われますが、債務が少ない場合であっても相続放棄することはできます。この場合、相続放棄をしなかった相続人だけで、遺産分割協議が行われることになります。

たとえば、生前にある程度まとまった財産を贈与でもらっているのに、相続の際の遺産分割協議等には加わりたくない時などは、相続放棄が有効です。

4. 留意点

生前贈与が成立したとしても、贈与行為が債権者に対する詐害行為に該当した場合、贈与が取り消されることがあります。贈与時の債務を含めた財産状況等によっては、後々トラブルになるかもしれませんのでご注意ください。

相続時精算課税贈与と相続放棄

項目	手続き
相続時精算課税贈与	①当事者間で贈与実行
	②受贈者は相続時精算課税贈与の申告及び納税
	③相続時、贈与財産を含めた相続税の申告・精算
相続放棄	①相続後3ヶ月以内に相続放棄申述書を家庭裁判所に提出

スケジュール管理 どうしていますか？

スケジュール管理は、Googleの予定表を使っています。根がアナログ人間なので、手書きの手帳も捨てがたかったのですが、Googleとの併用はダブルブッキングが多くなり、Google一本にしました。最初は戸惑いもありましたが、やれば慣れるもので今では、戻れないですね。予定を入れてもらいたくない時は「×」表示にしています。「×」が多いと、こいつ何やってるの?と思われるかもしれません。



#043

表参道で能楽体験の巻

取材協力：公益社団法人鏡仙会（てっせんかい）

◎東京都港区南青山4-21-29

◎http://www.tessen.org/

能楽体験

◎時間：10:00～12:00 ※開催日はHPをご確認ください。

◎参加費：3,000円（定員20名）

◎問合せ：03-3401-2285（平日10時～17時）



教えていただいたのは、能楽師シテ方観世流の安藤貴康さんです。丁寧に教えていただきました。立ち居振舞いがとても美しかったです。

公演情報

青山能（11月）

◎日時：2019年11月27日（水）

◎会場：鏡仙会能楽研修所 ◎演目：能「船弁慶」

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

日本の伝統芸能に関心を持つ相続部課長の野呂匠さん。南青山に能楽堂があり、そこで能楽体験ができることを知り、理事長を誘って行ってみることにしました。さて、二人は舞うことができたのでしょうか？

まずは衣装体験

今回体験する演目は天女伝説を題材にした「羽衣」。理事長が代表して天女の衣装を羽織ることになりました。



約30分かけて、衣装を装着。面もつけてすっかり天女に扮した理事長。

似合ってますか？
というか、誰かわかりますか？



能楽の歴史

奈良時代に大陸から渡ってきた芸能の中に、散楽と呼ばれるものがありました。散楽は現在の大道芸のようなもので、それが日本古来の芸能である俳優と結びつき、猿楽へと発展。猿楽はダジャレや物まねなどの滑稽な演技を主とする芸能でした。

室町時代には多くの猿楽の座が成立し、その中から観阿弥・世阿弥の親子が登場します。観阿弥は対話の面白さを見せる作品を作りました。世阿弥は、能の内容や芸術理論を深化させ、今日に伝わる能の基礎を作り上げました。「幽玄」を重視する能の作風や霊が登場して自らを語る複式夢幻能の形式などは、世阿弥によって整えられたものです。



そして、舞う



姿勢をキープするのがとても疲れます。



基本の姿勢は腰を反らし重心を低く、やや前傾となり、肘を張り、そして、すり足で歩く。これが、難しい……。

能楽では、演じることを「舞う」といいます。「羽衣」のクライマックスである天女が月へ帰っていく美しいシーンを舞う二人。



独特の節回しでセリフを歌うことを「謡」といいます。謡に注意しながら舞うのは、初心者には大変です。

とても貴重な体験！
歩くのも大変で、よく分からない筋肉を使いました（笑）。

TODAYS PARTNER



〈今回のパートナー〉

相続部 課長
野呂 匠さん

相続の申告だけでなく、節税を実現する相続対策のお手伝いもしています。お気軽にご相談ください。

『スケジュール管理どうしていますか？』

私はアナログな手帳は使用しておらず、仕事もプライベートも含め予定やタスクは全てGoogleカレンダーを活用しています。今までは「何をやるべきか」はTo Do リストで管理していたのですが、「何をいつやったか」がすぐに思い出せないことが多かったため、最近はその日にやったことをカレンダーにひたすら入れるようにしています。

「羽衣」のあらすじ

漁師が海岸で一枚の美しい衣を拾います。持ち主の天女は衣を返してくれといいますが、天女の羽衣と知った漁師は返すことを渋り、「天人の舞楽」を舞うことを条件に、返すことを約束します。天女は美しく舞い、漁師は約束通り衣を返します。そして、天女は月へ帰っていきます。



視界は小さく、穴は約5mmくらいです。



さすが、理事長。
なかなか様になっています。

日本の伝統芸能に

触れることができ、
とても楽しかったです。

能楽に興味がありました！

今月の
ぶらトク
ポイント



目指せ！
スーパー
ビジネス
パーソン

ビジネスマネジャー 検定試験®にチャレンジ！



ビジネスマネジャー検定試験®とは、東京商工会議所及び各地商工会議所が
主催で行っている「管理職」の地力を養う全国規模の検定試験です。
過去に出題された問題にチャレンジしてみてください！

問 題

企業は、その活動に関し、反社会的勢力との関係を遮断するための対策を推進する必要がある。反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な考え方に関する次のア～オの記述のうち、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に照らし、適切なものの個数を①～⑥の中から1つだけ選びなさい。

- ア 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ① 主要な取引先が反社会的勢力であり、当該反社会的勢力との取引を排除すればその事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合を除き、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。
- ② 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないうちに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥るこ

ともあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。

エ 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

オ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の違法行為や従業員の不正行為を理由とする場合、企業の社会的信頼を維持する観点から、今後は一切の要求に応じないとの条件を付した上で1回に限り当該不当要求に応じる。

① 0個

② 1個

③ 2個

④ 3個

⑤ 4個

⑥ 5個

第8回(2018年度)の問題から出題

解 答

ア・ウ・エが適切である。

イについて、主要な取引先が反社会勢力であり、当該反社会的勢力との取引を排除すればその事業の継続に著しい支障を来すおそれがある企業であること自体、適切ではない。

オについて、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の違法行為や従業員の不正行為を理由とする場合であっても、そのような不当要求に一度でも応じることは適切ではない。

正 解：④

他の問題にも
チャレンジしてみよう！

ビジネスマネジャー検定試験®
公式問題集〈2019年版〉

東京商工会議所(編集)／中央経済社

唯一の公式問題集。
第6～8回の過去問題に
加え、出題傾向を踏まえた
分野別の模擬問題を収録。



辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL 03-5323-3301(代表) FAX 03-5323-3302

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0035 東京都足立区千住中居町28-5 SN千住ビル2階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー 豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイヤビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
鹿児島西事務所	〒890-0014 鹿児島県鹿児島市草牟田1-12-5 丸田ビル1階 TEL.099-222-3501 FAX.099-222-4096
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231



SEEDs

New Food Products
Database2020年1月
スタート

CVS 新商品データベース「SEEDs」

CVSチェーンの新商品情報をWebサイトで提供。

価格、具材別の重量、成分表示、カロリーなどを独自に集計して毎週更新。

商品開発やトレンド把握、商談用の資料作成にご活用ください。



米飯(チルド)

おにぎり・弁当・丼物など

20,000円/月

惣菜(チルド)

惣菜(パック・袋)・サラダ・漬物など

20,000円/月

調理麺(チルド)

うどん・そば・中華麺・パスタなど

20,000円/月

パン(チルド)

サンドイッチ・調理パンなど

20,000円/月

パン(常温)

PBパン(食パン・菓子パン・惣菜パンなど)

※NBは除く

10,000円/月

全カテゴリー

総額90,000円/月が

65,000円/月

年内にお申込み
いただくと

初回登録費用無料!

+

1年間、月額利用金額を5%OFF!

お問い合わせ



hpinfo@gi-mp.com



03-5941-8660

平日 10:00~18:00
(土日祝日除く)

ジー・アイ・マーケティングパートナーズ株式会社 担当:川岸

※当サービスは食品メーカー様や食品関連資材メーカー様、流通企業様を対象としております。※契約の際に初回登録費用として15,000円掛かります。
※金額は消費税別で、現時点での予定金額となります。